

令和3年度第2回高知県人権教育推進協議会

日 時 令和3年2月17日(水) 10時00分～12時00分

場 所 高知会館 3階 飛鳥の間

(委員名簿)

1	谷 田 賀 代	高知県人権保育連絡協議会 会長
2	五十嵐 起 世	高知県小中学校校長会 副会長
3	高 橋 志 治	高知県高等学校長協会 副会長
4	八 木 千 晶	高知県特別支援学校長会
5	光 富 祥	高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会【副会長】
6	柳 林 信 彦	高知大学 教育研究部 人文社会科学系 教育学部門 教授【会長】
7	仲 村 貴 介	高知県小中学校PTA連合会 会長
8	久 寿 久美子	津野町教育長【副会長】
9	戸 田 雅 威	一般社団法人高知県人権教育研究協議会 代表理事
10	谷 本 恭 子	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知ふれんど センター長
11	宮 田 真	レインボー高知 共同代表【欠席】
12	若 藤 奈 美	高知県警察本部警務部県民支援相談課 被害者支援係 係長
13	塚 地 和 久	高知新聞社 教育・地域事業室 読もっかN I E編集部 副部長
14	山 崎 水紀夫	認定特定非営利活動法人 N P O高知市民会議理事

1 開会

- ◆教育長挨拶
- ◆会長挨拶

2 協議

- ◆提言に向けた取組の確認
- ◆意見等
 - ・「就学前教育」における人権教育の進め方と留意点について
 - ・「学校教育」における人権学習の進め方と留意点について 『犯罪被害者等』
 - ・高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の進捗状況について

(1) 提言に向けた取組の確認

資料1 第1回人権教育推進協議会で出された提言に向けた取組の確認

- 第1回の推進協議会では、まず、各課より人権教育推進プランの進捗についてご説明いただいた。議題としては、学校教育における人権教育の具体的な進め方と留意事項について、特に『性的指向・性自認』の人権学習について、委員の皆さまから教員が身に

付けておくことや必要な配慮などについてご意見をいただいたり、具体的な事例などについてのご報告をいただいた。

1点目に、人権教育は『性的指向・性自認』に限らず、県民一般や子どもたちの発達段階に合わせた内容が必要であり、また、皆が理解できる研修や学習が行われる必要性和、保護者への伝え方を考え、人権というものを全体として捉えていくということを確認した。

2点目は、教員がどう受け止め、どこまで対応できるようになったかということまで考えなければならないことや、人権についての深い知識が必要であること。また、教員が何か行動をしなければならないという前に、相手が何を考えているのか、何を求めているのか、どう対応するのが最も良いことなのかということ、専門的に判断した上で行動することが必要であるということが確認された。その意味で、人権教育は多層的・重層的に行われる必要がある。

3点目に、本協議会は、将来的には県民の皆さん、私たち自身も人権意識を涵養して相互に取り組み、どのような環境支援ができるのかということを確認することが理想となるので、人権教育そのものがダイバーシティに配慮される必要があるだろうということを確認した。

最後に本会議は、高知県からの諮問に従って、専門的あるいは自身の経験から意見を申し述べる場所であり、各課においては協議で出された意見を反映させ、具体的な取組の工夫につなげながら進捗を行っていただくことを確認した。

以上、第1回推進協議会についてまとめさせていただいた。

- 『性的指向・性自認』について、教員が一定学んでおく必要がある。しかし、ただ知識ばかりを求めると、防災も、人権も、環境もということ、真面目な先生がつぶれてしまうという現状も見ているので、知識で先走って行動するのではなく、一緒に話し合ったり、寄り添ったりという姿勢が最も大事ではないかと感じた。

もう1点、コロナの差別について県内各所を回って聞いた地域の声では、「自分が第1号になりたくない。」逆に、第1号が出るとちょっとどこかでほっとするようなどころがあるということ。差別というものは、恐怖とか不安につけ込んでくるということを感じると同時に、その恐怖によって地域のいろいろな活動を中断することで、高齢者の方の認知が進んだり、引きこもりで鬱になったりといった現実もあり、今回のコロナでは、人のいい面よりも、恐怖心とか、そういった差別や偏見が入り込んできていると感じる。

- こうした時期であるからこそ、権利の共有主体の個人がそこにいるということを確認し、相互に人権意識を高めていかなければならないことを、改めて確認させていただいた。

では、協議の(2)「就学前教育」における人権教育の具体的な進め方と留意事項について、幼保支援課より説明をお願いします。

(2)「就学前教育」における人権教育の進め方と留意点について

資料2 「就学前教育」における人権教育の取組状況

- 資料2をご覧いただきたい。

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、保育所・幼稚園などにおいて、保育者は一人一人の子どもの育ちや人権を保障する教育・保育を実施するため、研修内容を充実させ、教育・保育活動全体を通じた組織的な人権教育を推進するようにしている。

保護者に対しては、保護者のニーズを踏まえた人権や子育てに関する学習の機会や情報の提供を行い、親育ちや子育て支援の充実を図ることとしている。

乳幼児は、自ら人権を学ぶということにはならないため、まず保護者が、子ども自身が愛されている、大切にされているという実感ができるような関わりを積み重ねること。また、保育者が人権を意識した教育・保育を実践することにより、自分らしく主体的に友達と一緒に園生活を楽しむ子どもを育てることにより、人権感覚が身に付いていくと考え取組を進めている。

成果と課題として

- ①保育所保育指針や幼稚園教育要領に沿った教育が行われているが、人権教育課題を意識した保育実践については、さらに徹底する必要がある。
- ②特別な支援を必要とする子どもの育ちを理解した上で、個々の子どもの状況に応じた適切な保育を行い、小学校に引き継ぐ必要がある。
- ③新規採用職員から所長・園長まで、各ステージに応じた人権研修を実施しているが、特に基礎研修を受講する新規採用職員の研修受講を促し、新たな人権課題も含めたよりよい保育実施につながるよう、人権研修の内容を充実させる必要がある。
- ④子どもへの関わり方や経済的に厳しい環境にあるご家庭など、保護者支援を園全体で組織的に行うため、各園に親育ち支援担当者を配置しているが、担当者を中心に、子どもへの関わり方が分からない保護者や厳しい環境にある家庭に対して、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーターなどの力も借りながら、関係機関と連携し、支援を行っていく必要がある。

こうした課題への対応として、保育所保育指針、幼稚園教育要領などに基づく人権教育の推進のため、人権教育資料集「スマイル」を令和2年度に改訂、保育者全員に配付し、研修会での活用や、取組の充実を図っていく。

次に、特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上として、支援を必要とする子どもに適切な保育を行い、小学校に引き継ぐための、子ども一人一人の指導計画の作成などを支援する研修も実施する。

親育ち支援の充実として、保育者の保護者への支援力をさらに向上していくため、親育ち支援アドバイザーなどによる園内研修の支援や、各園の親育ち支援の中心となる親育ち支援担当者を対象としたスキルアップ研修の実施等により、家庭支援の充実を図っていく。

保護者に対しては、親育ち支援アドバイザー等が各園に出向いての保護者への講話や、基本的な生活習慣を確立することの大切さなどを記した3歳児保護者用のパンフレットや、小学校就学前の保護者の不安を少しでも解消するための5歳児保護者用リーフレットなどを配付することにより、引き続き親育ち支援に取り組んでいく。

- さまざまな子どもたちの実情や保育現場の状況を踏まえて、研修の重要性を痛感している。ただ、保育士や就学前の子どもたちに関わる大人が、差別される位置にいないのかということを実感しないと話にならないと思っている。

コロナ禍の中で、4月～6月、学校は休校という形であったが、就学前現場においては消毒を繰り返し、様々な状況を踏まえて、非常に厳しい状況の中で子どもたちを受け入れ、保護者の就業補償をしながら業務を遂行してきた。もちろん医療従事者の苦労は想像を絶するものがあるが、私たち就学前に関わる職員は一生懸命やっております、新聞においても正しい価値観を与えてほしい。

研修の中では、保育者の資質や人権感覚が問われる。子どもたちは非常に影響を受けやすく、子どもたちに与える言葉や交わす言葉が一言一言入っていく。だから保育士が人的環境になる。今まで高知県人権保育連絡協議会は、部屋や園庭を含めた環境面に力を入れてきた。しかし、自分が人的環境の一番大事な部分で担っているものや、みんな自分の中にある差別意識というものに気付かないといけないし、自分が差別される側にいるということから始まらないとならない。私なら女性ということもそうである。そのような面で、人権感覚を磨いていく研修をしっかりと実施していただきたい。

また、講演を聞くだけの研修でなく、実際保育の研修も必要である。子どもたちを目の前にしながら、どういった言葉がけがいいのか、あらゆる角度から何でも言い合える職員集団のありようというものが一番大事であることを実感できないといけない。

もう1点、今後大事にしていかなければならないことは、子どもの権利条約である。今グレタさんやマララさん等、世界的にはものすごい子どもたちがどんどん私たちに突き付けている。このことを私たちが受け止める感覚を持っているかどうかである。子どもたちの声をしっかり受け入れて、環境を改善させる様々な取組を行っていくという意味でも、子どもの権利条約は大事である。

次に、保育の中から社会をしっかりと見つめていくことが大事である。保育士の状況は厳しい、だからそこにきちっとした価値観を与える。給料ももちろんであるが、やはり心身共に元気でない、ゆとりをもって子どもたちに接することはできない。

社会を見ると、経済的に疲弊して、親が弱い立場の子どもたちに虐待を繰り返すことが止められない。弱い立場の子どもたちにしっかり発言権を認め、本当に止めたい。子どもの権利条約について日本は後進国である。このことも踏まえて、保育の中から社会をしっかりと見つめ、社会の中に渦巻く差別を認識しながら、どのような子どもたちを育てていくのかを考え、子育てや保育に当たるための条件整備をしていかなければならない。このような中身も含めた研修を提案していきたい。

- きちんとした人権を守れる保育者をつくりたいが、その保育者そのものが人権的に抑圧されている場面もある。そのようなことを社会全体で理解することで、保育者が保育環境を整えることができ、そのことが子どもたちの権利保障につながり、社会全体の権利の拡充につながっていくということを知識だけではなく、実際の場面でどのように行うのかということが、非常に重要であるというご意見をいただいた。
- 児童福祉施設の立場でお話をさせていただく。子どもの権利条約の4つの柱の中に、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利がある。国連の子どもの権利条約では、「全ての子どもは家庭環境の下で成長すべきである」と宣言をしている。しかし、家庭で生きる権利や育つ権利、守られる権利が脅かされる子どもたちが施設で育っている。

施設入所の6割以上が虐待を受けた子どもたちであり、施設では子どもの権利について、日々の生活の中で、どれだけ子どもたちの人権を守られるかということを常に考えながら取り組んでいる。

組織としての取組では、高知県、中四国、全国、センター等々で研修が年2回ほど実施されているが、2泊3日の研修の中の1コマには、必ず子どもの権利についての研修が行われている。虐待を受け、暴力でのコミュニケーションを身に付けている子どもたちの中には、暴力、暴言によって関わろうとしてくる子どももいるので、それに巻き込まれないということがとても大事になってくる。

最近ではリモートでの研修も増え、オンラインで全職員が受けることができた。

施設の中での取組としては、権利擁護委員会を設置し、その委員である職員が取組を行っている。例えば、権利擁護マニュアルを作成し、見直しを毎年行っている。その中で、月1回各個人がチェックリストを使い、自分自身の養育の振り返りを行っている。また、園の中でテーマを決めて、全職員で養育の見直しを定期的に行っている。一部紹介すると、例えばプライバシーの所には、「入浴、おむつ交換等、着替えや裸になる場合、周囲に配慮をする。」、言葉がけの部分では、「子どもが萎縮するような声やボリュームで声を掛けるということをしてはならない。」というように、本当に細かなところまでチェックを入れている。

家庭ではないが、家庭に代わる場所、でも集団の集まりというところで、とてもたくさんの配慮が要するというのが児童福祉施設の現状である。

最終的には国連の宣言のように、「子どもは家庭環境の下で成長すべきである」というところへもっていきたいが、家庭環境の下でということでは、家族再統合のためには、保護者への支援が欠かすことができない。

- 改めて研修による学びの重要性とともに、学ぶ内容も具体の場面において専門家としての関わりや環境構成につなげていくこと、また、そうしたことをチェックできるようなところまで行われているというお話をいただいた。
- 研修講師を務める中で、どのような話を喜んでもらえるかと考えると、最近やはりチームということになる。厳しい状況にある子どもを大事にする環境ということで取組を始めたが、教員の一言一言が子どもの一生を左右するという気持ちをもって関わろうと、人的環境の部分をしっかりみんな研修してきた。

しかし、私たち教職員が元気でないと子どもも元気にならないのに、保育園の先生も幼稚園の先生も疲れている。限られた時間の中で研修や保護者対応等を行えばならないことが多く、疲れている。

また、子どもとの関わり方を知らない親も多く、親を対象とした研修といっても、来てほしい方は来ないという意見もある。それなら、研修に参加しなくても、先生が丁寧に話を聞くことで、話を聞いてもらえて嬉しいという気持ちを親が持てば、それが子どもにも返るのではないかと思う。でも、親の話を丁寧に聞くためには、その先生方のしんどさを聞く人が必要である。それは管理職であるが、それでは管理職のしんどさを誰が聞くのかということになる。

このみんなが元気になれる環境をどう整えていくかという、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも常駐でいたり、自分もスーパーバイザーに就いていたりしている。「先生方を元気にすることが私の役割です。だから先生方は生徒を元気にしてください」ということで、学校としての取組を進めている。

研修では、知識を詰め込む内容が多く、研修したことが実際には全く生かされていないことがある。逆に、研修をあまり受けていないが、子どもとの関係づくりがとても上手な教員もいる。それは感覚であり、その子のしんどさを理解し、寄り添う力が必要である。そのためには、教員にもやはり寄り添ってくれる人がいないと難しい。1人でしんどさを抱え込まず、チームで取り組めるように環境をつくっていかなければならないと思う。

また、研修では事例を必ず提示する必要があるのではないかということ、自校や他校、園で研修講師をしていても強く感じている。

- 今、委員が最後に発言された寄り添う人については非常に重要であり、みんなが相互に人権について考えられて、相互に優しく寄り添えるとよいと感じた。

- 0歳から15歳までのつなぎをしながら人材育成をしていく中で、最も大事なのが幼児教育であり、視点を置いている。幼児教育を充実させるために必要な環境は、子どもを育む保育士の資質であると考え。退職された素晴らしい方を管理職アドバイザーとして配置し、管理職・園長研修を行った。

また、人員の確保も必要である。例えばフリーの保育士をたくさん配置することで研修が充実し、本当に自分たちでやる気を起こすことができる。

そして、必ず研修には教育委員会から1人配置し、研修内容の共有や、課題についても一緒に寄り添い、研修の支援を行っている。

今、幼保支援課から示していただいた資料2には、子どもの育ちと大人の関わりが具体的に示されていることがとても素晴らしい。しかし、このことを各市町村がどう具現化して、どう身に付けていくかということに今後の課題があると思うので、見極めていきたい。

- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続への意識、親育ちの支援のための関係機関の充実、あるいは、それぞれ各地で関係機関との連携強化ということについて少し確認したい。
- 保幼小の円滑な連携、接続の推進は非常に大切である。保幼小中の連携の研修会を昨年度実施した。今年度はコロナ禍によりその研修を実施できていないが、保小連絡会は、いろいろな工夫をして実施した。可能な行事を合同で実施するなど、園児と児童の交流を進めていく中でお互いを知り、入学前から顔見知りになっているということが、入学後、子どもたちにとっては大きな安心感につながると思う。そして支援を要する子どもや保護者の方等の情報を保小連絡会の中でできていると、円滑な接続につながると実感している。

もう1つは、園でも小学校でも、共通の取組として褒め言葉のシャワーに取り組んでいる。継続することで、子どもたちはプラスの見方ができてくる。そのために教職員もプラスの言葉がけを意識してくる。5年目になるが、成果が表れてきていると感じている。

また、チーム学校で、できるだけ時間を上手く使って、心身共に健康でゆとりのある学校生活を送れるように、教職員の健康も守っていくということも大切だと感じている。

- 就学前の保育者、教育者の皆さんが学べる、つながれることは、本当に大事だと思うが、その大切にされるという部分で1点お伝えしたい。

就学前の保育者、教育者の皆さんは、小学校、中学校、高等学校のように長期の休日、長期の休みがない。本当に夏休みも土曜日も保育教育に取り組んでいる。当然早朝、延長保育も行っている。そういった忙しい中で、皆さんが本当に大事にされるというのはどうということなのかということも、自分たちは考えていかなければならない。

小学校、中学校とともに就学前の保育、幼稚園で集まって研修を受けるには大変困難があるという話もよく聞く。その皆さんの向こう側には、保護者がいるので、休むわけにもいかないというのも現実である。そこに対してどういうシステムをつくっていくのかも考えていく必要がある。

- 保育者の皆さん自身の人権状況と、それが今どういう状況にあるかというのをわれわれは確認しなければならないし、またそれを発信していただく必要もある。その分はわれわれは、幾重にも確認すべきであると思う。

では、協議の(3)「学校教育」における『犯罪被害者等』の人権学習の具体的な進め方と留意事項について、犯罪被害者等の人権学習の状況を事務局から説明をお願いします。

(3)「学校教育」における『犯罪被害者等』の人権学習の具体的な進め方と留意事項について
資料3 『性的指向・性自認』、『犯罪被害者等』の人権学習の取組状況

● 資料3をご覧いただきたい。

『犯罪被害者等』の人権についての校内研修の実施率は、その他の人権課題と比較すると、各校種とも低い状況になっている。また当課への研修講師の派遣依頼も、平成29年度から令和2年までの4年間で1回のみという状況である。

全国的にも小中高それぞれ実践事例が少なく、特に小学校においては課題の理解など、発達段階上配慮が必要な課題であると考えている。現在作成中の学校教育指導資料集「Let's feel じんけん」の指導事例に、高等学校で扱う『犯罪被害者等』の指導案等を掲載する予定であるが、委員の皆さまから人権学習の具体的な進め方と留意事項についてご協議、ご提言をいただきたいと考えている。

- 続いて、実際に被害者支援に当たっておられる県警から、事務局の説明を踏まえて、ご意見や県警の取組についてご説明をいただきたい。
- 人権教育主任連絡協議会で、「命の大切さを学ぶ教室」について紹介させていただいているので、そのときに配付している資料と、警察庁が主催する作文コンクールの中学生の部で警察庁犯罪被害者支援室長賞と、高校生の部で文部科学大臣賞を高知県の生徒が受賞したので、受賞作品を配付させていただいている。

「命の大切さを学ぶ教室」は、犯罪被害者の思いや現状への理解を深めて、自分や他者の命を大切に、一人一人が犯罪を犯してはならないという規範意識を高めることを目的として、平成20年から開催している。当初は生徒指導の側面から実施する学校が多かったが、高知県人権施策基本方針の県民に身近な人権課題として犯罪被害者等が加わったことで、人権ロングホームや人権参観日に開催する学校も増加している。

先程事務局の説明にもあったように、犯罪被害者については現状も分かりにくく、生徒たちにどのように伝えればいいのかと困っている声を先生方からもよく聞いている。犯罪被害者や事件・事故は特別で、別の世界の話であり、自分は大丈夫だと思っている方が多いのではないかと感じている。だから当然子どもたちも多くがそう思っている。しかしそれが、犯罪被害者が抱える様々な問題にもつながっていると感ずることがある。

(事例は省略)

学習の進め方は、小学校、中学校、高校、全て同じやり方というわけにはいかないと思うが、大体が事前学習を行った後、「命の大切さを学ぶ教室」を実施し、その後各クラスで振り返りを行っている。中学校1年生ではいじめに関する問題を取り上げて、2年生ではこの教室で犯罪被害者を思いやり、共感する気持ちを育てようといった、段階的な人権学習のカリキュラムとして取り上げている学校もある。

小学校ではアニメーションのDVDを活用して、お話をさせていただいているが、中学校や高校で実施するのとは違う難しさを感じている。特に小学校や特別支援学校等の児童生徒に対しては、担任等の先生と県警とで、役割分担をしながらチームティーチングやゲストティーチャーのような形で実施するのもよいのではないかと感じている。

今後も学校の先生方と協力しながら、命の大切さを通じて、犯罪被害者の人権問題に関する教育や啓発活動を進めていきたいので、よろしくお願ひしたい。

○ 子どもたちにとっては遠いことのように思ってしまうため、当事者の方たちの思いが分からない。だから人権についての意識もなかなか高まらず、それが社会の中に巡っていつってしまう。いかに当事者の方々の思いに近付けていくかということの難しさと重要性を聞かせていただいた。

○ 高等学校における人権学習の問題点としては、いじめや不登校が大前提である。いじめ等の背景を考えた時に、固定化された価値観があり、違っているものを受け入れられず、ネットへの書き込みにつながっているということもある。このようなことから、多様な価値観を受け入れる学習として、性的指向・性自認等の研修等を各学校も取り入れている。

もう1つは、安心安全な学校には、居場所というものが関わってくるということもある。そのため、ユニバーサルデザインの学習環境づくりの研修等も増えてきている。

(事例は省略)

犯罪被害者等の研修については、われわれも必要なことだと感じているので、校長協会等で効果的な方法や、研修の在り方などを話題にし、高等学校としても次年度以降に向けてしっかり研修ができるような環境にしていきたい。

○ 特別支援学校には、本当に多様な障害の幼児、児童生徒が在籍しており、それぞれの学校で障害の実態や発達段階に応じた人権学習を行っている。

その中で課題となってくる点については、やはり障害の重い生徒に人権というものをどのように伝えていくのか、意識させていくのかということである。

また、人的環境という部分では、保育、就学前教育に非常に通じる部分があると感じている。まずは指導する側の私たち教員の人権意識、人権感覚をいかに高めるといことが何より大切だと日々感じている。日々の学校、教育活動の中で教員が行う介助やコミュニケーション、相手と呼ぶ言葉1つを取っても、教員がそれぞれの幼児と生徒の人権を尊重した指導、支援を一貫して行うことが何より大事であり、それぞれの子どもの自分自身を大切にすることや、他者、相手を大切にすること、思いやりの気持ちをもつことにつながっていくと思う。

さらに、特別支援学校では障害のある子どもたちが学んでいるが、そこで働く者が障害に慣れ過ぎないということも重要である。それぞれの子どもの障害の重みや、保護者が持っている悩みにしっかり寄り添うことが大事だと考えている。そのことはインクルーシブ教育システムの構築にもつながっていくと考えている。

また、個別の人権課題について学習を進めていくことは難しい部分もあるが、まずは障害の当事者、在籍している子どもたちが障害のある自分を受容しながら、自分の障害と向き合って、自分のことを好きになるようにしていき、自分が大切にされている存在だということを、日々の教育活動の中で感じる事が大事である。困ったときに必要な助けを相手に求めることができるようになることが、他の人権課題に向き合うことができる一歩であると考えている。

そして、犯罪被害者等については、特別支援学校で学ぶ生徒が犯罪被害者とならないように、嫌なことは嫌と言え、困ったときに周りの信頼できる大人に相談できるよう、継続した指導、支援が必要であると考えている。

最後に、どの特別支援学校でも障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を推進していく中で、特に小中学校との交流および共同学習を積極的に行っているが、残念ながらまだまだ受け入れ側の小中学校に温度差があるということも事実である。この温度差はなぜかと考えたときに、小中学校の忙しさとい

うことも関係があると考え。ただ、コロナ禍において、オンラインリモートを使った居住地の学校との交流ができており、障害や障害のある人への理解が深まってきている。そういう面でも、特別支援学校から発信していくなど、果たす役割も大きいと考えている。

- 学校の取組や県警の説明をしていただいたが、保護者の立場では人権教育をどのように考えているか。ご発言いただきたい。
- 今年度は、コロナ禍で中止になったところが多いと聞くが、学校によっては人権参観日とか人権コンサート等をPTAと一緒に実施したところもある。また、一部の市町村や郡市の協議会でも研修会が実施されている。そこでは、虐待の問題や発達障害等をテーマとして行ったと聞いている。

課題は、コロナ禍での保護者への学習機会の提供方法と、社会教育に関心がない保護者にどのように影響を与えていくかということである。

研修に関わる個人の能力については学力等だけではなく、非認知能力といわれるものが大切だと思っている。共感力や思いやり、協調性、自尊心等を高めるには、子どもの段階が重要になる。県のPTAの研修会で、非認知能力を高める手法として、自然体験や地域活動、ボランティア等を行っていきこうという意見が参加者から出てきた。

また、新しい学習スタイルに併せて、ぜひインクルーシブ教育のほうも進めていただきたい。

- (事例は省略)

学校での犯罪被害者の講演において、子どもに伝えることは命の大切さである。しかし、犯罪被害者やご遺族もそれぞれで、心の傷の負い方も受け止め方も一人一人違う。何より残されたご家族一人一人も家族であっても一人一人違う。その他、メディアリテラシーがテーマとなることもある。

事件・事故を多くの人を知る方法はメディアである。そしてそのメディアの情報を受け取り、SNSなどを使って、自分と関わりはなくてもニュース等のメディアで知った人たちに対する攻撃等、様々なことを発信しがちである。今はもう、ほぼ全ての人が発信者になる。インターネット上の人権にも関わってくるが、多様性や被害者、もしくはそのご家族、ご遺族の方々の向こう側にあるものは見ようとせず、傷付けるということがたくさんある。コロナ禍では、呼吸がなかなか大変でマスクができない人がいたり、ちょっと店の片付けをしていて、夜も電気をつけていたりしたら、見たままのことを鵜呑みにして、いろいろな攻撃性を発揮するということが多い。

犯罪被害者の皆さんの悲しみとともに、その背景に様々なことがあることや、メディアってどうなんだろうということを考えていただけるようなテーマを各学校に啓発してくれることを、皆さんにお願いしたい。

- 皆さん個々のご事情があり、個々の生き方や積み上げてきたこと、個々の考え方があり。それは相互に認められるもので、個々の思いを生かした上で、目の前にあるものを自分としてどう捉えるのかということがないと、今おっしゃられたように安易に攻撃したり、他者の思い等を考えたりしないことが出てくるかと思う。人権教育を考える際には、やはり知識、理解も重要だが、そのような部分についても我々は捉えていく必要があると感じた。
- 犯罪被害者等の研修は大事なことだとは思いますが、個別の人権課題であるから学校で取り組むということがないようにしたい。それぞれの背景を考えると、加害者の家族の子どももいる。いじめもそうであるが、ひどいいじめを受けてPTSDの状態、それでも踏ん張って学校に来てるといふ子どももいる。それぞれの学校にいる子どものことをし

っかり見た上で、取組を進めていくということを忘れないでほしい。

- こうした取組を進めるには各学校の状況やクラスの状況、まさに子どもたち一人一人の状況をよく理解した上で、今ここで何を提供することが最良かを考えるという視点が重要であるという提言をいただいた。

では、協議の（４）「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

（４）「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の進捗状況について

資料４ 高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の令和２年度進捗状

● 資料４を用いて抽出事業の進捗状況について説明

（資料４の説明のため省略）

- 説明にあった各事業の進捗状況について、ご意見ご質問をお願いします。
- 「医者とは病気を治してなんぼや、先生はできない子を良くしてなんぼや」という言葉をよく聞かされてきた。お医者さんの出会う患者さんは単なるけがから、明日の命さえ知れない重篤な患者さんまで、どんな患者さんの命をも救うこと、これが医者さんの腕と力量にかかってくる。同様に、教師の出会う子どもたちも、国立大学を目指している子もいれば、全国大会優勝を目標に部活動に頑張っている子もいる。将来の夢に向かって努力を続けている子もいる。一方、夢を失い、居場所を見いだせず、荒れたり不登校に陥ったりしている子もいる。今、子どもも本当にいろいろである。そんな子どもたちの未来と笑顔が輝かせるのが教師の腕と力量にかかってくるんだろうと思う。

どんな子どもに視点を当てた授業や、学級、学校づくりをするかについては、先生方や学校によって、これもいろいろある。どの子に焦点を当てるかによって、その求められる腕や力量も違うであろうし、その手法も変わってくる。

近年、PDCAサイクルの関係で、今日も丁寧な数値でご報告いただき、大変ご苦労と感謝を申し上げますが、どんな高知の教育を目指すのか、今一度再確認をいただき、全ての子どもたちの未来と笑顔が、どう輝いているのかを判断基準としての施策の構築を、今後ともぜひお願いしたいと思うし、論議をお願いしたい。

- その他、全体に関してご意見などあれば頂きたい。
- 今日の会に参加して、また就学前教育の課題を頂いた。その中でキーポイントになることは「多様性」である。

（事例省略）

多様な生き方を認めると一口に言うが、そこにはさまざまな悩みがある。一人一人を大事にすることが人権教育である。さまざまな差別に立ち向かえるように、次の時代の教育を考えて、高知を豊かに、たくましく生きていける子どもたちを育てていく必要がある。多様性を認めながら、あなたはあなたでいいんだよと育てていくような力添えができたらいと思う。

- それでは、私のほうから協議のまとめをさせていただく。

就学前教育については、研修の重要性が改めて確認されたが、その方向性では専門家として、人権についての知識が必要なことは確かであるが、知識があればいいというだけではない。特に人権感覚、寄り添うことの意識や力が必要で、そのためにも関係性の構築、あるいは保護者の方を支援する力も重要であり、そういった機会や仕組みの形成が行政

施策としては求められると考える。

保育の中で社会を見つめていくという言葉が、力のある言葉であったが、保育者や教育者の人権状況の理解と改善が必要であり、保育者、教育者の人権が守られる中で、人権学習や環境構成が行われなければ、十分なものにはならないだろうと強く感じた。それを発信していくことも重要であり、それは受け止める側も、どのように受け止めるかということが求められていると感じた。

また、犯罪被害者等の人権学習については、教員から伝えることの難しさや、発達段階による理解の難しさ、教員や児童生徒が、自分から遠いことだと思っているという感覚が課題である。犯罪被害者の方の人権が、遠いものだと感じがちになっていると、それが犯罪被害者の方の人権の理解をより難しくすることになる。

しかし、県警からの学校と協働して取組を進めていく中で、子どもたちの理解の深まりが感じられているという報告は非常に心強く感じた。

学校の段階や発達段階において効果的な方法は異なってくるが、どのように開発していくのかは、教育委員会の支援も必要であり、そのような形の取組も重要である。

また、保護者の方への学習機会の確保や人権教育を含めた社会教育に携わることが難しい保護者の方に対して、人権を踏まえた上での参加を促せるような仕組みも考えていく必要がある。

多様性を認めることの重要性和、多様性を認めるということが、単純に言葉に象徴されるだけではなく、その人自身や生き方を認め、寄り添うことであるとすると、われわれはこうして人権教育について語っているが、その中においても本人、大人たち、あるいは専門家たちに突き付けられる葛藤をどのように考えていくのか、そういった重い議題を考えてるということを、改めて理解させていただいた。

今日出された意見を委員の皆さまにおかれても、それぞれの立場で取組につなげていただき、教育委員会各課においては、事業の取組に反映させて、必要に応じて見直しをしながら事業進捗を図っていただきたい。